

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊刑企第338号

令和2年4月17日

捜査資料の組織的管理の徹底について（通達）

【概要】

本通達は、犯罪捜査における捜査資料の意義（定義）、捜査資料の管理体制、具体的な管理要領及び捜査資料の取扱要領を定め、捜査資料の組織的管理の徹底を図るものである。

